

# ふれあい福祉センター 昇降機保守点検業務 仕様書

三菱製昇降機仕様

900kg（13人乗り） 45m/min 4停止（非停止なし）

※付加仕様：車いす仕様・視覚障害者仕様・停電時自動着床装置

地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・オートアナウンス装置

## ①点検・手入れ保全

定期的・計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施すること。点検・手入れ保全の箇所・機器・内容は「昇降機設備点検内容」〈別表-I〉記載の通りとすること。点検・手入れ保全を行ったときは、「作業報告書」を提出すること。

## ②遠隔点検

(1)昇降機設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に昇降機設備を構成する機器及び運転機能を点検すること。点検する項目内容は、「遠隔機器点検内容」〈別表-II〉記載の通りとする。

(2)(1)の点検対象の項目・内容について変調状態が生じたときは、状態を確認し、必要に応じて現場で作業を行います。

(3)昇降機設備の運行状態のデータに基づく点検結果及び変調状態に対する処置の結果については、毎月「点検報告書」にて提出すること。

(4)下記(ア)～(エ)の運行状況を「利用状況報告書」にて3ヶ月に1回提出すること。

(ア)階床別利用状況（かご呼び） (イ)走行距離 (ウ)運転回数（起動回数）

(エ)基準階戸開回数

## ③消耗部品の供給

作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給すること。消耗部品の範囲は、「消耗部品」〈別表-III〉記載の通りとする。

## ④異常監視・直接通話機能他

(1)昇降機設備について次の異常が発生したときは、遠隔点検装置からの異常通報に基づき、適切な処置をとること。

(ア)閉じ込め故障 (イ)使用不能故障（運行に支障がある状態） (ウ)着床不良

(エ)戸開閉不良 (オ)制御盤停電 (カ)遠隔点検装置停電

(キ)制御関連機器温度異常

なお、閉じ込め故障の場合を除き、ビル停電等により(オ)、(カ)が同時に発生した場合は異常通報が行われません。

(2)昇降機設備に次の故障が発生したときは、昇降機設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と受注者の受信専門員が直接通話し、必要な指示・連絡等にあたること。

(ア)閉じ込め故障 (イ)使用不能故障

(3)異常通報に基づく処置の結果については、「点検報告書」にて提出すること。

#### ⑤品質検査

1年に1回、昇降機設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。

#### ⑥緊急時対応（随時）

②の遠隔点検装置からの異常通報以外に発注者から、昇降機設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた時には、速やかに昇降機設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。

#### ⑦法令に基づく検査

建築基準法第12条に基づく法定検査を行い、結果を特定行政庁へ報告すること。

#### ⑧機能維持修理

(1)昇降機設備の機能維持を図るため、機器の摩耗・劣化を予測し、その予測に基づいて必要と認めたときは、機器の構成部品の修理・取替（以下、機能維持修理という）を行うこと。機能維持修理の範囲は、「修理範囲」〈別表-IV〉記載の通りとする。機能維持修理が終了したときは、完了届を提出すること。

(2)2022年4月1日から2023年3月31日までの間に下記(ア)、(イ)の機能維持修理を実施すること。

(ア)ガイドシュー（カゴ側・オモリ側）取替 (イ)セフティシュー総取替

### 保守点検対象昇降機設置場所

大阪市大正区小林西1-14-3 ふれあい福祉センター内

### 保守期間

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 1年間

### 見積書様式

指定なし

社印を押印した見積書原本、金額は総額（税込み）にて明記すること

### 提出期間

令和4年3月24日（木）から令和4年3月29日（火）

月曜日から土曜日の午前9時30分から午後5時30分 ※日曜・祝日は除く

### 提出先

社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

大阪市大正区小林西1-14-3

郵送の場合は、3月29日（火）必着のこと

## 参 加 資 格

大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない事業者で当協議会が参加にあたり、適当と認めた事業者であること

## 選 定

令和4年3月29日（火）午後5時15分に開封し、確認作業を行います

令和4年3月30日（水）午前10時までに落札業者に電話連絡を行います

落札事業者は、今後の対応について別途協議を行い、正式な業務発注とする

## 支 払 い

銀行振込にて行う（振込手数料は事業者負担とする）

もしくは、銀行引き落とし

なお、締め日・支払日などについては落札事業者と別途協議を行います

## そ の 他

落札事業者決定後、または契約後に関わらず当該事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別紙に掲げる措置要件及び、大阪市競争入札参加停止措置い該当した場合、すべての内容を無効とする。その際に生じた負債については、当協議会は責任を負わないものとする。

仕様書の内容は、当協議会の都合により変更する場合がある。

## 問い合わせおよび提出先

社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

住 所：大阪市大正区小林西1-14-3

電 話：06-6555-7575

F A X：06-6555-0687

E-mail [taisyo-fureai@cwo2.bai.ne.jp](mailto:taisyo-fureai@cwo2.bai.ne.jp)

担 当 藤原